

高知県木材安定供給推進事業査定要領

高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく事業の補助金算定は、この要領に定めるところによる。

1 林業事務所の長または嶺北林業振興事務所の長が高知県木材安定供給推進事業検査内規により実施した竣工検査に基づいて補助金の算定を行う。

2 補助金額の算出

(1) 標準経費

間伐材生産、路網の整備及びスギ重点人工林伐採重点区域における路網の整備（以下「作業道等」という。）、低コスト再造林対策にかかる標準経費は、定額単価を上限に事業量を乗じて求める。

なお、定額単価とは、要綱別表第1の補助率の欄に規定したものである。

(2) 補助金額

ア 補助金額は、標準経費を上限とする。ただし、実行経費が補助金額を下回る場合は、実行経費の内の補助対象経費とする。

イ 作業道等の補助金は、アにかかわらず、森林環境保全整備事業設計積算要領及び森林環境保全標準歩掛又は県の定める標準単価により事業費の積算を行い、事業の査定額を求める。

ウ 作業道等において、事業主体が請負に付して実行する場合又は、直営で施行する場合、アを上限として、イにより積算された査定額と実行経費を比較していずれか低い額とする。

エ 低コスト再造林対策の実施に必要な機械器具の整備における実行経費は2者以上の見積りの最安値に3分の2又は2分の1を乗じたものと、要綱別表第1の知事が定める定額単価の上限を比較していずれか低い額とする。

オ 補助金額については、千円未満を切り捨てし、千円止めとする。

3 補助対象経費

事業ごとに別表1「木材安定供給推進事業標準単価構成因子」により定める。これによりがたいものについては、別に定めることとする。

なお、作業道等において、積算する場合の諸経費は、森林整備保全事業設計積算要領によるものとし、工種区分は道路工事を適用するものとする。

4 附則

この要領は、平成28年4月19日から施行する。

この要領は、平成30年8月9日から施行する。

この要領は、令和2年5月27日から施行する。

この要領は、令和2年7月31日から施行する。

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年1月31日から施行する。

この要領は、令和7年9月9日から施行する。

別表 1

木材安定供給推進事業標準単価構成因子

区 分	構成因子
間伐材生産 (間伐材の生産)	不用木除去費、不良木淘汰費、伐倒・造材・集材・搬出集積費、積込・原木仕分け費、関連条件整備活動等
林業専用道(規格相当) 整備	伐開費、除根費、土工費、工作物設置費、関連条件整備、調査設計費、現場技術業務委託費
森林作業道整備及び森 林作業道の機能強化	伐開費、除根費、土工費、工作物設置費、関連条件整備
低コスト再造林対策 (一貫作業システム)	末木枝条の集材(主伐時に全木又は全幹による集材が行われるものに限る。幹部分の集材は含まない。)の実施に要する経費(地拵え、植栽及び苗木運搬)、関連条件整備活動等
〃 (低コスト造林)	大苗・エリートツリー等を活用した低密度植栽、ドローンによる苗木運搬を導入した造林、早生樹造林の実施に要する経費(地拵え、苗木運搬及び植栽)、関連条件整備活動等
〃 (下刈り)	2 齢級以下の林分で行う下刈りに係る標準的な事業費、関連条件整備活動等
〃 (機械器具の整備)	低コスト再造林対策(一貫作業システム、低コスト造林、下刈り)の実施に必要な苗木運搬用のドローンや架線(滑車等の附属機械器具含む)、植栽に要するディブルや電動植穴機、下刈りに要する機械器具(刈払機を除く)、施行地管理用のドローン(ソフトウェア等の附属機械器具含む)の購入又は賃借料、それらの運送料等に係る経費